

令和4年2月10日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う区立園・学校における教育活動等について

「まん延防止等重点措置」の期間が延長となることから、区立幼稚園及び小・中学校における感染拡大防止に向けた対応策について、下記のとおりとさせていただきます。保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 「通常授業とオンライン学習の選択制」の実施

区内感染状況を踏まえ、区立小・中学校での「通常授業とオンライン学習の選択制」を「まん延防止等重点措置」期限となる3月6日（日）まで実施します。

##### (1) 実施方法

教室での通常授業へ出席もしくは家庭等オンライン学習のいずれかを保護者、児童・生徒に選択して頂きます。

##### (2) 給食について

自宅でのオンライン学習等を理由により、2月14日（月）から3月4日（金）までの全期間（学校から指定された登校日を除く）について給食停止を希望する場合は、事前に学校へお申し出ください。なお、1日単位や曜日単位で対応することはできません。その場合は、原則、給食は停止せず、給食費の徴収対象となります。

また、食材の確保（発注変更）には一定の期間を必要とするため、申し出後の変更には対応できませんので、あらかじめご了承ください。

選択制の実施期間中は、給食を停止された場合は給食費を徴収いたしません。ただし、1日単位や曜日単位で喫食した場合を除きます。

①事前の申し出により、2月14日（月）から3月4日（金）の全期間について、家庭等でのオンライン学習を選択した児童・生徒

②感染者、濃厚接触者、学級閉鎖等の理由により出席停止となる児童・生徒

※なお、給食に関わる具体的なお質問については学校へお問い合わせください。

#### 2 分散登園について

区立幼稚園は、「まん延防止等重点措置」期限の3月6日（日）まで分散登園を実施します。

#### 3 新BOP学童クラブについて

引き続き感染防止対策を徹底し、3密回避の工夫を行った上で運営します。

※「まん延防止等重点措置」期限の3月6日（日）まで、児童が自宅で過ごすことが可能な家庭については、最小限の利用となるようご協力をお願いいたします。

#### 4 宿泊行事について

宿泊行事は子どもたちにとって貴重な体験の機会であることを踏まえ、行事前の抗原定性検査を活用しつつ、感染症対策の徹底を図り、保護者の皆さまには参加の意思確認を再度行い、教育委員会と学校が連携し実施について判断してまいります。

#### 5 その他

- (1) 感染による児童・生徒への出席停止や学級閉鎖等の対応は、これまでどおり必要に応じて実施します。
- (2) 行事等の詳細につきましては、各園・校からのお知らせやホームページをご覧ください。
- (3) 今後変更がありましたら、ホームページ、すぐーる等でご案内いたします。

#### 6 人権に関わる配慮について

保護者の皆さまにつきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。
- ・見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、不当な差別や偏見が起こってしまいます。
- ・不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるものがないよう、正確な情報に基づき冷静な行動をとってください。

#### 【お問い合わせ先】

区立幼稚園に関すること

担当 乳幼児教育・保育支援課

03-6453-1531

区立小中学校に関すること

担当 教育指導課

03-5432-2703

学校給食に関すること

担当 学校健康推進課

03-5432-2701

新BOP（学童クラブ）に関すること

担当 子ども・若者部児童課

03-5432-2308

生涯学習部生涯学習・地域学校連携課

03-5432-2739